

～令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱いに関するフローチャート～

所有している全ての「教員免許状」と「更新申請等の証明書」を確認しながら、下記の項目にお進み下さい。

所有している免許状の中で、最初に取得した免許状は、平成21年3月31日以前に授与されている

はい

所有している免許状は、**旧免許状**となります



免許状（更新申請等の証明書）の期限が、**令和4年7月1日以降**である。

はい

いいえ

所有している免許状は、有効期限のない「**有効**」な免許状となります
⇒教員として勤務することができます

いいえ

「休眠状態」といい、令和4年7月1日以降は有効な免許状となります。

期限の日に現職教員であった

はい

所有している免許状は、**失効状態**です
⇒教員として勤務することはできません。

いいえ

所有している免許状は、**新免許状**となります



免許状（更新申請等の証明書）の期限が、**令和4年7月1日以降**である。

はい

いいえ

所有している免許状は、有効期限のない「**有効**」な免許状となります
⇒教員として勤務することができます

所有している免許状は、**失効状態**です
⇒教員として勤務することはできません。



次ページ
「免許状を失効した方」へ

免許状が失効した方

再度、授与の申請を都道府県教育委員会にすることで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。授与申請に必要な提出書類等は、和歌山県教育委員会教職員課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500300/classification.html>

なお、失効した免許状が和歌山県教育委員会にて発行されたものであり、再授与の申請も和歌山県教育委員会へ行う場合は、提出書類の一部を省略できる場合がありますので、和歌山県教育委員会教職員課（TEL:073-441-3752）までお問合せください。

補足事項

①「更新申請等の証明書」とは、以下の証明書を指します。

1) 更新申請をされた方

- ・更新講習修了確認証明書(旧免許状所持者)
- ・有効期間更新証明書(新免許状所持者)

2) 免除申請をされた方

- ・免許状更新講習免除証明書(旧免許状所持者)
- ・有効期間更新証明書(新免許状所持者)

3) 延長申請をされた方※新型コロナウイルス感染症の影響により、延長・延期申請をされた方を含む

- ・修了確認期限延期証明書(旧免許状所持者)
- ・有効期間延長証明書(新免許状所持者)

4) 有効期限後に更新申請をされた方

- ・教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第三項第三号の確認証明書

②「現職教員」の判定時点は、有効期限の日現在です。「現職教員」には、産休・育休中の方も含まれます。ただし、保育士や補助、事務職員等は、除きます。